

お気軽にどうぞ！ 10月18日(月)から24日(日)は

行政相談週間です



行政相談シンボルマーク

行政相談とは…(このようなとき、ご相談を)

国の仕事などについて

- ◆苦情がある、困っていることがある
- ◆こうしてほしい
- ◆苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいかない
- ◆苦情や困っていることなどについて、どこに相談してよいかわからない
- ◆手続き・サービスなどの関係で制度や仕組みがわからない

国の仕事は…

- 年金、医療福祉、老人保健・福祉
- 交通安全 ●雇用・労災保険 ●登記事務 ●道路 ●生活衛生 ●郵便
- 貯金 ●簡易保険 ●消費者保護
- 窓口サービスなど

行政相談員は、総務大臣から委嘱を受け、皆さんの相談相手として国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知など行っています。

定例行政相談所のほか、特設行政相談所を開設しています。相談は無料で、秘密は守られますのでお気軽にご利用ください。

特設行政相談所

と き	ところ
10月16日(土) 午前9時～午前11時30分	宿南ふれあい倶楽部
10月21日(木) 午前9時～午前11時30分	明延憩の家
10月22日(金) 午前9時～午前11時30分	西谷公民館

※消費生活相談も併催します。

定例行政相談所

と き	ところ
毎月第3水曜日 午前9時～午前11時30分	関宮エイドホール
毎月第3水曜日 午前9時～午前11時30分	大屋市民センター
毎月第3木曜日 午前9時～午前11時30分	養父公民館
毎月第3土曜日 午前9時～午前11時30分	八鹿公民館

※今月の八鹿地区定例行政相談は、10月23日(土)に開催します。

◎お問い合わせ先：養父市行政相談委員会（事務局：養父市人権推進課内（☎ 662-6142））

『道路交通センサスのお知らせ』

～快適な道路利用のための調査です～

国土交通省では、都道府県、政令指定市及び高速道路会社と連携して、平成22年9月から11月にかけて、全国道路・街路交通情勢調査「道路交通センサス」を実施します。

道路交通センサスは、いわば道路に関する国勢調査として、昭和3年から概ね5年間隔で実施している全国的な規模の調査であり、道路の状況調査や自動車をお持ちの方を対象にしたアンケート調査により、自動車の利用状況等を調査します。調査結果は、将来の道路計画や都市計画等を策定するための貴重な資料となります。

なお、アンケート調査は、全国の自動車をお持ちの方の中から無作為に抽出された方のご家庭に、調査員が訪問して行いますので、調査へのご協力をよろしくお願いします。

お問い合わせ先：兵庫県国道事務所調査課（☎ 078-334-1600）

ホームページ：http://www.mlit.go.jp/road/h22census/